

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部告示第 1 号

八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和 48 年八戸地域広域市町村圏事務組合条例第 8 号）第 51 条の 2 第 1 項に規定する、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。ただし、この要件に該当しない催しであっても、消防長が火災予防上特に必要と認めるものは、指定催しとして指定できるものとする。

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するものであること。この場合において、当該大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所は、次のとおりとする。

	場 所
1	八戸市中心街（三日町通り、十三日町通り）
2	八戸市新湊 館鼻岸壁

- (2) 1 日当たり 10 万人以上の人出が予想され、主催する者が出店を認める露店等の数が 100 店舗を超える規模で計画されているものであること。

平成 26 年 7 月 15 日

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

消防長 小 向 洋 一